

議 案 1 関 係

指定市町村の変更（案）について

資 料 目 次

(頁)

指定市町村の変更（案）について

<議案>

- ・ 議案 1 1
- ・ 付議理由 2

<参考>

- ・ 参考 1 山林に係る指定市町村の変更一覧表 3
- ・ 参考 2 新旧対照表 4

指定市町村の変更（案）について

市町村合併に伴い、固定資産評価基準別表第 7 の 2 中「南那珂郡北郷町」を「日南市」に改正する。

付議理由（議案１）

- 1 固定資産評価基準において、総務大臣は評価の全国的均衡を確保するため都道府県ごとに田・畑・宅地・山林の各地目別に一の市町村を指定市町村として定めている。
- 2 平成２１年１月２日から平成２２年１月１日の間において、市町村合併に伴い名称変更があった指定市町村について、固定資産評価基準の改正を行う必要がある。

そのため、本件を付議するものである。

山林に係る指定市町村の変更一覧表（別表第7の2関係）

	改正案	現行	備考
山林	宮崎県 日南市 <small>にちなんし</small>	宮崎県 南那珂郡 北郷町 <small>みなななかぐん きたごうちょう</small>	平成21年3月30日 新設合併

指定市町村変更地図（宮崎県・山林）



新 旧 対 照 表

参考 2

改 正 案		現 行	
別表第7の2 山林の指定市町村表		別表第7の2 山林の指定市町村表	
都道府県名	市 町 村 名	都道府県名	市 町 村 名
北海道	北見市	北海道	北見市
青森県	十和田市	青森県	十和田市
岩手県	花巻市	岩手県	花巻市
宮城県	登米市	宮城県	登米市
秋田県	由利本荘市	秋田県	由利本荘市
山形県	最上郡 金山町	山形県	最上郡 金山町
福島県	東白川郡 棚倉町	福島県	東白川郡 棚倉町
茨城県	常陸大宮市	茨城県	常陸大宮市
栃木県	大田原市	栃木県	大田原市
群馬県	吾妻郡 中之条町	群馬県	吾妻郡 中之条町
埼玉県	秩父市	埼玉県	秩父市
千葉県	夷隅郡 大多喜町	千葉県	夷隅郡 大多喜町
東京都	西多摩郡 奥多摩町	東京都	西多摩郡 奥多摩町
神奈川県	南足柄市	神奈川県	南足柄市
新潟県	村上市	新潟県	村上市
富山県	氷見市	富山県	氷見市
石川県	鹿島郡 中能登町	石川県	鹿島郡 中能登町
福井県	福井市	福井県	福井市
山梨県	南巨摩郡 南部町	山梨県	南巨摩郡 南部町
長野県	中野市	長野県	中野市
岐阜県	下呂市	岐阜県	下呂市
静岡県	浜松市	静岡県	浜松市
愛知県	豊田市	愛知県	豊田市
三重県	熊野市	三重県	熊野市
滋賀県	甲賀市	滋賀県	甲賀市
京都府	船井郡 京丹波町	京都府	船井郡 京丹波町
大阪府	河内長野市	大阪府	河内長野市
兵庫県	佐用郡 佐用町	兵庫県	佐用郡 佐用町
奈良県	吉野郡 川上村	奈良県	吉野郡 川上村
和歌山県	有田郡 有田川町	和歌山県	有田郡 有田川町
鳥取県	八頭郡 八頭町	鳥取県	八頭郡 八頭町
島根県	安来市	島根県	安来市
岡山県	苫田郡 鏡野町	岡山県	苫田郡 鏡野町
広島県	廿日市市	広島県	廿日市市
山口県	山口市	山口県	山口市
徳島県	那賀郡 那賀町	徳島県	那賀郡 那賀町
香川県	仲多度郡 まんのう町	香川県	仲多度郡 まんのう町
愛媛県	西条市	愛媛県	西条市
高知県	吾川郡 仁淀川町	高知県	吾川郡 仁淀川町
福岡県	八女郡 矢部村	福岡県	八女郡 矢部村
佐賀県	嬉野市	佐賀県	嬉野市
長崎県	大村市	長崎県	大村市
熊本県	菊池市	熊本県	菊池市
大分県	中津市	大分県	中津市
宮崎県	日南市	宮崎県	南那珂郡 北郷町
鹿児島県	始良郡 始良町	鹿児島県	始良郡 始良町
沖縄県	国頭郡 国頭村	沖縄県	国頭郡 国頭村

議 案 2 関 係

「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る平成 20 年度までの
評価の特例」に関する規定の整備について

資 料 目 次

(頁)

「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る平成20年度までの評価の特例」に関する規定の整備について

<議案>

- ・ 議案2 1

- ・ 固定資産評価基準改正新旧対照表 2

- ・ 付議理由 3

議案 2

「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る平成 20 年度
までの評価の特例」に関する規定の整備について

固定資産評価基準目次及び第 3 章第 4 節を次のとおり改正する。

固定資産評価基準改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 償却資産</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 償却資産</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p><u>第4節 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る平成20年度までの評価の特例</u></p> <p><u>第4節 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る平成20年度までの評価の特例</u></p> <p>二 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価</p> <p><u>固定資産税に係る平成20年度までの償却資産の評価に限り、次の各号に掲げる要件を備える法人が所有する償却資産については、当該法人の申請に基づき、賦課期日を含む事業年度の前事業年度の終了の日（以下「期末」という。）における帳簿価額を基礎としてその価額を求める方法によることができるものとする。</u></p> <p>1 <u>減価償却資産の償却の方法として法人税法施行令第48条第1項第1号イ(2)に規定する旧定率法又は同令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法を選定していること。</u></p> <p>2 <u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）の規定により、特別償却をすることができる場合に準備金方式によつていること。</u></p> <p>3 <u>市町村別に償却資産の種類、構造若しくは用途又は細目の異なるごとに償却資産の償却額の計算に関する明細が判明できる書類及び期末における償却資産の実態を記載した書類を保存していること。</u></p> <p>二 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産の評価の方法</p> <p><u>期末帳簿価額を基礎としてその価額を求める償却資産の評価は、別に定めるところにより、償却資産の期末帳簿価額を基礎とし、当該償却資産の耐用年数に应ずる減価を考慮してその価額を求める方法によるものとする。</u></p>

付議理由（議案２）

固定資産評価基準第３章第４節に規定する「期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る平成２０年度までの評価の特例」について、適用期限を経過したため、削除する必要がある。

そのため、本件を付議するものである。